

石総務第 2 1 1 号
令和 4 年 9 月 1 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う石狩市個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

石狩市が保有する個人情報については、石狩市個人情報保護条例（平成10年条例第29号）に基づき取り扱っていますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）が改正され、令和5年4月からは国、民間事業者及び全ての地方公共団体等が、改正後の保護法（以下「改正保護法」という。）に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなりました。

石狩市においても、改正保護法の施行にあわせて改正保護法を施行するための条例の制定など、個人情報保護制度の見直しを行う必要があります。

つきましては、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第30号）第1条第4号の規定に基づき、下記の5項目を含む個人情報保護制度の見直しについて、貴審査会へ諮問します。

記

- ・ 開示請求の手数料
- ・ 開示決定等の期限（大量請求などを含む）
- ・ 保護法と石狩市情報公開条例で定めている不開示情報の調整
- ・ 運用状況の公表
- ・ 審査会への諮問事項

（総務部総務課）